

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十六年十二月二十五日（木）

午前十時開会

日程	事件番号	事 件 名	備 考
第一		会期について	
第二	選任同意第二号	公平委員会委員の選任について	
第三	認定第一号	平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	
第四	議案第八号	守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	
第五	議案第九号	消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	

平成二十六年十二月二十五日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

○ 議事日程

平成二十六年十二月二十五日(木) 午前十時三分開会

- 日程第一 会期について
- 日程第二 選任同意第二号 公平委員会委員の選任について
- 日程第三 認定第一号 平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第四 議案第八号 守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第五 議案第九号 消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○ 出席議員(十五名)

一番	武田 朋久	議員
二番	内海 武寿	議員
三番	井上 まり子	議員
四番	戸田 久和	議員
五番	吉水 丈晴	議員
六番	日高 哲生	議員
七番	亀井 淳	議員
八番	福西 寿光	議員
九番	真崎 求	議員
十番	松本 満義	議員
十一番	西田 久美	議員
十二番	小鍛冶 宗親	議員
十三番	木村 剛久	議員
十四番	甲斐 礼子	議員
十五番	池嶋 一夫	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹
副管理者	園部一成
消防長	児玉勝美
次長	稲田英之
守口消防署長	日比敏夫
門真消防署長	四橋勝
警備課長	熊本正雄
総務課長	久野隆博
予防課長	前嶋文夫
司令課長	片山英樹
特別救助隊長	好川和彦
会計管理者	奥野清一

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	森本訓史
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課課長補佐	山田幸彦
総務課主幹	降幡博
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係	大橋頼寛

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

午前十時三分開会

○ 池嶋一夫議長 これより、組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、西端管理者より御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝申し上げます。次第でございます。

さて、本定例会におきましては、選任同意を初め、平成二十五年度会計歳入歳出決算の認定及び条例に関し、御審議をお願いするところであります。いずれも、重要かつ急を要するものでございますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 池嶋一夫議長 それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 池嶋一夫議長 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番内海議員、十二番小鍛冶議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長宛て報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のおおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

次に、去る七月四日開催の臨時会におきまして、公金横領疑惑等の質問がありました。再度調査いたしました結果、事実は認められませんでした。詳細につきまして、書記から報告させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 お手元にお配りしております報告書についての調査結果を御報告させていただきます。

守口市門真市消防組合議会臨時会における一般質問中の公金横領疑惑等に伴う調査結果について

調査の経緯

公金横領やパワハラによる自殺などのうわさについての内部告発的な文書が匿名で戸田議員のもとに投書されたことについて、平成二十六年七月四日開催の消防組合議会臨時会において一般質問があり、消防組合からは調査を行ったが、事実は認められなかったとの答弁があった。

しかし、一般質問中において、投書文書中の言葉とはいえ、公金横領や組織にパワハラがあるかのような指摘があったことは、議会全体の問題でもあり、執行権を発揮し、故人の名誉のためにも再調査し、報告するよう、議長、副議長に要望があった。

公金横領疑惑について

消防組合で取り扱っている公金、一般会計、歳計外会計、特殊車両整備積立基金、職員厚生会について、平成二十五年度に取り扱った公金を対象に調査を行った。

公金支出事務について

執行機関の公金支出事務については、支出負担行為何書、支出命令書に必要書類を添付し、決裁又は守口市門真市消防組合事務決裁規程に定められた区分に応じた専決を受けている。あわせて、総務係の予算差引簿を総務課長が確認している。

その後、審査権限を持つ出納機関が審査等を行い、会計管理者の決裁を受け、支出事務を行っている。あわせて、歳入歳出内訳簿を出納員が確認している。

出納事務については、支払日に会計担当者が守口市会計室で、守口市会計室職員に、小切手及び引き出し伝票に公印を押印してもらった後、支出事務を行っており、支出事

務完了後においても、支出命令書と銀行振込受取書の金額に相違がないかを確認している。

また、歳計外会計については、歳計外現金支出命令書に必要書類を添付し、同様の処理をしており、あわせて、歳計外帳簿を出納員が確認している。

なお、給料日に源泉徴収した所得税及び住民税並びに控除した社会保険料を受入れ、払出しについては、月末に社会保険料を納付し、翌月十日に所得税及び住民税を納付した後は、入札保証金等預り金がない限り、歳計外現金残高は〇円となっている。

公印等管理体制について

公印及び小切手の管理については、守口市会計室の金庫内に厳重に保管され、会計管理者の承認がなければ使用できない。

また、公金預金等通帳の管理については、消防本部の金庫内に厳重に保管され、金庫の鍵、金庫暗証番号は、総務課出納員及び現金分任出納員が管理している。

出納検査事務について

例月出納検査は、毎月二十五日前後に、識見監査委員と議選監査委員の二名により、会計管理者等の関係職員が出席し、両監査委員に収支計算書の報告後、預金残高証明書、

歳入歳出内訳簿及び前月支出命令書と、あわせて、歳計外現金残高について、預金残高証明書及び歳計外帳簿の検査を受けている。

収支計算書は、会計担当者が預金残高証明書及び歳入歳出差引簿並びに予算差引簿を確認した上で作成し、会計管理者の決裁を受け、監査委員に提出している。

調査結果について

上記のとおり、公金等の支出事務及び管理体制等について、確認体制が確立されており、また、公印及び小切手は、守口市会計室で厳重に保管されている。

また、例月出納検査において監査委員の検査を受け、収支については正確であり、調査した結果においても、現金等の過不足並びに不正及び不明な支出も認められず、適正に執行されていた。

あわせて、特殊車両の購入及び保全整備を図るための資金の一部に充てる特殊車両整備積立基金及び職員厚生会についても調査したが、現金等過不足並びに不正及び不明な支出は認められず、適正に執行されていた。

パワハラについて

B消防司令長は、消防士を拝命以来三十三年勤務し、常に消防人として市民の生命、身体及び財産の保護を念頭に

災害活動に当たり、深くその使命を認識し、その課せられた責務に対し積極的かつ厳正なる態度で精励していた。

総務課では十五年勤務し、かん養した消防知識、技術及び豊富な経験により、人事担当を任せられ、職員からの信頼、人望も厚く、常に消防行政の円滑な推進に尽力していたことは、他市消防関係機関からも高く評価されていた。

また、A消防士は、勤続三年半ではあるが、災害現場の最前線で市民の負託に応えるため特別救助隊員としても尽力し、長期療養復帰後は、総務課で勤務し、真面目さと素直な人柄で上司等にも慕われており、その課せられた責務に対し積極的かつ厳正なる態度で精励しており、兩名とも優秀な人物であった。

パワハラを受けたという事実を本人に確認することはできないが、上司に対する聴取調査や職員に対する確認でも、パワハラを現認した者、うわさを聞いた者もいないことから、組織内でのパワハラの実態はなかったと断定するものである。

以上が調査結果報告でございます。

○ 池嶋一夫議長 以上で報告事項を終わります。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 ちよつと今のところの答弁について、

今の報告自体については、非常に納得するものであります。七月議会でのいろんな質疑応答の中でも、私への匿名の文書の中身そのものが、どうも不確かであり、かつ、おかしな意図に基づいたものではないかというふうな感触が非常に強まりました。

それで、この報告自体は結構なんですけれども、こういう報告書は議会の始まる前に、議案書等々と一緒に議員へ配付して、それぞれに十分に検討する時間を持つようにしてほしかったなということを一言申し述べます。

終わります。

○ 池嶋一夫議長 それでは、これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第五、議案第九号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」までの計五件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日

一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、選任同意第二号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

○ 二番 内海武寿議員 議長

○ 池嶋一夫議長 内海議員

○ 二番 内海武寿議員 この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました選任同意第二号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ 池嶋一夫議長 ただいま内海議員から、選任同意第二号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よつて、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 選任同意第二号

公平委員会委員の選任について

守口市門真市消防組合公平委員会委員に、次の者を適任と

認め選任したいので、議会の同意を求めらる。

平成二十六年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました選任同意第二号、公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、本消防組合公平委員会委員の塚本公春氏の任期が、来る十二月二十六日をもって満了いたしますことから、その後任につきまして、種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

塚本氏には、同委員としてのこれまでの活躍実績と経験をいかし、本消防組合行政の発展のため、さらに、御尽力をいただけるものと御期待いたしているところでございます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、選任同意第二号を採決いたします。本件は、これを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際申し上げます。本来ならば塚本公春氏から御挨拶を受けるべきところではございますが、本日所用のため欠席でございますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

次に移ります。日程第三、認定第一号「平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 認定第一号
平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算を、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十六年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、認定第一号、平成二十五年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件参考資料、認一、一、認定第一号関係参考資料をお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、歳入総額は四十二億七千四百六十六万九千九百九十円で、前年度と比較いたしました一・九%の増となっております。

また、歳入の八十三・六%を占めます分担金につきましては、前年度と比較いたしました三・五%の減となっております。両市の分担比率につきましては、守口市が五十三・三%、門真市が四十六・七%でございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額は四十一億八千九百五十万五千二百二十四円で、前年度と比較いたしましたして、〇・五%の増でございます。

また、歳出におきます経費の分析でございますが、人件費が七十五・五%、物件費が四・四%、投資的経費が十六・〇%、その他の経費が四・一%といった構成比率となっております。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、三十一億六千二百五十五万五百三円となっており、前年度比一億四千五百二十四万八千六百二十円、率にいたしましたして四・四%減少いたしております。減少した主な要因といましては、消防職員の給与の臨時特例に関する条例が施行されたことにより、給料の一般職給及びそれに伴う職員手当等が減少したことによるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書、二十一ページをお開きいただきたく存じます。

一款議会議費及び二款総務費につきましては、特段申し上げることはございません。

次に、二十四ページ、三款消防費につきましては、四十億八千四百七十三万三千二百二十七円で、執行率が九十

八・五%となっております。

続きまして、二十五ページ、九節旅費のうち、研修旅費につきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入校しております研修派遣に要しました費用でございます。

次に、二十六ページ、十一節需用費一億四千九十七万七千四百九十二円のうち、消耗品費につきましては、個人防火装備二百組を初め、職員貸与被服、消耗資器材等の購入費でございます。また、修繕料につきましては、はしご車のオーバードールを初め、消防車両、消防機械器具及び指令システム関係の修繕、物品の取替え等に要しました費用でございます。

十四節使用料及び賃借料のうち、使用料は、一一九番回線及び発信地表示システムの使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署及び上野口、葎島両出張所の土地の賃借料でございます。

続きまして、二十七ページ、十五節工事請負費は、消防本部の女性職員仮眠室等内装改修工事、守口本署及び門真本署のガレージ土間改修工事、葎島出張所の食堂内装改修工事等に要しました費用でございます。

十八節備品購入費のうち、事業用器具費につきましては、

消防用ホースを初め、各種警防、救急資機材の購入費でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち、研修負担金につきましては、先ほど研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要した費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費、十三節委託料は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の施工管理業務並びに旧大久保出張所の用地測量業務及び不動産の鑑定業務を委託したものでございます。

十五節工事請負費は、東部出張所の開庁に伴います指令システム署所統合対応工事、旧庭窪及び大久保出張所の解体工事、三郷出張所車庫内装改修工事等に要しました費用でございます。

十八節備品購入費のうち、自動車等購入費につきましては、門真本署及び東部出張所配備の小型水槽付消防ポンプ自動車、守口本署配備の高規格救急自動車の計三台に要しました費用でございます。備品購入費につきましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備に要しました費用でございます。

引き続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十五ページにお戻りいただきたいと存じます。

一款分担金及び負担金は、三十五億六千九百九十三万八千円が調定、収入されております。守口市分担金が十九億二千六万三千円、門真市分担金が十六億六千七百八十七万五千円となっております。

次に、十六ページ、三款国庫支出金でございますが、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材及び消防救急デジタル無線設備に対します国庫補助金でございます。

四款府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金並びに大阪航空消防運営費負担金及び高機能携帯端末導入に対します府補助金でございます。

続きまして、十七ページ、五款財産収入でございますが、特殊車両整備積立基金利子、旧大久保出張所の土地売却収入及び廃車売却収入でございます。

六款繰入金でございますが、はしご車の保全整備に充てるため、特殊車両整備積立基金から一千万円を繰り入れたものでございます。

次に、十八ページ、九款組合債でございますが、先ほど歳出で申し上げましたとおり、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備並びに小型水槽付消防

ポンプ自動車二台、高規格救急自動車の購入に対しまして、五億五千八百万円を借り入れたものでございます。

以上の歳入合計四十二億七千四百四十六万九千九百九十円から歳出合計四十一億八千九百五十万五千二百二十四円を差引きました、八千九百九十五万五千五百六十六円を平成二十六年度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 決算の二十八ページに工事請負費とあるんですけども、その中で、消防施設費の中ですね、東部の出張所、守口の東部の出張所の開庁に伴う指令システム、旧庭窪、大久保の出張所解体ということがされて、整備が進んできているわけですけども、消防整備計画の中で千石と葎島の統合庁舎の計画、これについて進捗状況はどうなっているのかをお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 亀井議員の御質問に対してお答えいたします。

平成二十四年十月に策定いたしました消防整備計画に基づきまして、葎島出張所と千石出張所の中間付近を中心に統合庁舎の用地取得を計画しておりましたが、現在も取得に向けて、種々検討しているところでございます。

両出張所の老朽化に加え、千石出張所につきましては、府営門真団地の建替えに伴う撤去計画もあり、早急に計画を進めていく必要があることから、現在、府営門真団地内の用地取得について構成両市と検討しているところでございます。

以上です。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 消防整備計画ですね、その中の消防署の配置、整備配置図というのが載っているんですけども、これでいきますと今、この葎島という出張所と千石の出張所があるんですけども、理想では大体第二京阪道路の交差点付近、第二京阪道路と岸和田守口線の交差点辺りがこの計画の中では位置として示されていて、門真団

地の建替えに伴う場所に消防署を建てていくというふうな計画というふうな思ったんですけれども。この中間付近になっっている理由についてお聞かせいただけますか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 整備計画でもあります三分救急、五分消防といわれる災害現場への到着時間の均等化を図ることを目標といたしまして、千石、葎島両出張所の統廃合でもありますことから、その中間付近といたしました。

以上でございます。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 その点では、五分というところできかね、現在の葎島の方がなくなると、かなり時間がかかるのではないかなというふうなことも危惧されるんですね、今回提示されている場所では。それと同時に、門真の東部地域ですね。岸和田、江端方面ですね。その点についても現在の千石の出張所も奥まったところにあるんですね。今言いました岸和田守口線というところ、北島市街化調整区域の面した道路なんです。その点では、まだまだ用地的に確保できる条件のところはね、たくさ

んあると思うんですよ。確かにいろんな諸般の事情があつて、門真団地の建替跡地ということになってますけれども、消防の、やっぱり位置というか、一分一秒争う仕事でもありますのでね。そういう点は十分考えた上で一度、もう一度検討してもらうことはできないのかなと。

先ほど種々検討しているところもありましたんでね。

是非、その改めて本当に守口門真の消防の体制という点で、どういう配置、どこに配置していくのかについては、十分に考えていただきたいということについて要望しておきます。

○ 池嶋一夫議長 ただいまの亀井議員の御発言は、御要望として受け賜っておきます。

他にございませんか。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 続いては決算の二十八ページに自動車購入費の項目がありますけれども、消防自動車の購入に関して質問をさせていただきます。

まず、株式会社モリタという消防車においては、日本市場においてはトップシェアをもって、年間需要の五割を超える生産をしていると。最大の消防車両メーカーな

んですけれども、そのモリタの化学消防ポンプ自動車入札を巡って、予定価格漏えいによる公契約入札妨害や官製談合防止法違反などの容疑で、今年十月に京都府の丹波市の消防署の職員とモリタの関西支店、まあ報道によつては大阪支店という記述が一部ではあるんですけれども、モリタ関西支店の社員が逮捕されるという事件が起こりました。当時の報道によれば、二人は大筋で容疑を認めていると報道されております。また、これによつてモリタは、指名停止の処置も受けております。丹波市のモリタ事件に関わつて、以下質問していきます。

まず一番目、丹波市モリタ事件について不正発覚と逮捕の経過や処分のあらましについて、まずお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 戸田議員の御質問にお答えいたします。

各社報道によりますと、丹波市の消防自動車購入を巡りまして、平成二十五年八月下旬、化学消防ポンプ自動車の入札に関し、丹波市消防職員が株式会社モリタ関西支店営業課係長に実施設計金額を漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係入札妨害容疑で逮捕されました。

事件については、今年一月に化学消防ポンプ自動車積載

用ポンベ購入契約を巡る不正が発覚。市から相談を受けた警察が捜査する過程で上記容疑が浮上してきました。

また、市議会百条委員会の調査におきましても、「上司からのパワハラを受け、指示により落札業者を差し替える不正事務に関与した」と証言いたしております。

丹波市は、株式会社モリタ関西支店営業課係長が官製談合防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで逮捕されたため、同社に対し指名停止基準に基づき、平成二十六年十月二十八日から平成二十八年四月二十七日までの十八箇月の指名停止措置を講じた。これがあらましでございます。以上でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。この元々のポンベ購

入契約を巡る不正の内部告発があつて問題になったのが一月で、またこれはそもそも丹波市で別の何か公共工事、契約を巡って、市議会が百条委員会が作られているということはめつたにないことですが、こういうことのある中で発覚していった事件であります。丹波市の行政の土壌というものが大いに関連していると思われないうわけなんですけれども、そういう中で消防署の上司が部下

に対して、予定価格を教えてやれと、まあこういうふうなことを強要したということも出てきたという事件なんですね。

それはそれとしまして、その事件を起こしたモリタ関西支店というのは、守口市門真市消防組合の入札や随意契約にも昔から参加して、数々納品している会社であるわけなんですけれども、車両の契約で見ると、この三年間、二十二年、二十三年、二十四年度で入札件数の全体は何件で、そのうち何件に参加して、何件落札しているのか。

また、随意契約においては、件数の全体は何件で、そのうちにモリタ関西支店は何件契約しているか、それぞれお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、車両の入札の契約で見ますと、二十二年、二十三年、二十四年度車両入札は九件いたしております。そのうち、モリタが入札参加いたしましたのは二件、落札も二件となっております。二十三年、二十四年度では車両入札は三件、モリタの入札参加は一件、落札一件となっております。二十四年度、平成二十六年につきましては、車両入札は六件、モリタ

の入札参加は〇件でございます。

それと、随意契約についての件数ですけれども、二十二年、二十四年度につきましては、三十三件中六件。二十三年、二十五年度、三十件中三件。二十四年度、平成二十六年につきましては平成二十六年十二月二十二日現在、十八件中一件となっております。以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。こういう事件が他市のこととはいえ発覚した場合ですね。モリタ関西支店の営業範囲にあるうちの消防組合としては、丹波市モリタ事件の実情を詳しく調べて、自分のところは大丈夫か、そういうことが起きる危険性はないかを点検すべきものと思うんですけれども、守口市門真市消防組合ではそういう調査や点検は行っているでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 事件の報道後ですね、直ちに情報収集、調査等を行っております。ですが、詳細については分からないところもありますので、こういった報道がある度

に、契約に携わる職員に適正な契約業務を心掛けるよう周知徹底はしております。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 大変しつかり取り組んでおられるというふう聞いて安心しました。

それですね、門真市では助役自殺事件等が起こった千九百九十九年十二月に、当時の東市長がわりと全国的にも大阪府内的にも珍しい、先進的と言いますか、珍しい、入札において、予定価格と最低価格を事前公表するということを発表しまして、確か二千年の一月からそれが施行され、現在に至っていつているわけですけども、守口市ではそうではなくて事前公表はしないというやり方だし、消防組合も確かそれに倣っているはず。

つまり、丹波市と同じような契約、入札の方式、事前公表しないということだったと思うんですけども、その辺は制度としてはどうなっていますでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 当消防組合の入札事務に関しましては、

守口市に準じております。守口市では、予定価格の公表について工事関係などは、二千年より公表を行っておりますが、物品購入に関しましては公表しておりません。また、最低価格の設定につきましては、基本的に行っておりません。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 はい、分かりました。事前公表制というものは、メリットもあればデメリットもあり、それぞれ一概には言いにくいところはあると思います。今後ともより良き制度を目指してほしいということをお願いします。次にですね、この丹波モリタ事件においてはですね、この契約、予定価格を知り得る、設計価格を知り得る人数が多すぎるのではないかという指摘も一部でなされておりあります。

例えば実際には係長を初め、決裁を行う統括係長、二人の副課長、課長、次長、署長、消防長の計八人が丹波市において設計額を知り得るという状況なんですけれども、守口市門真市消防組合の場合は、設計額を知り得る人の職名と人数はどうなっているのかお答えください。

また、丹波市モリタ事件のような不正を発生させない歯止めとしては、現状ではどのようなシステムになっているのか。

三、今後改善を検討している部分はあるでしょうか。あるとすればどういう部分かそれぞれお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、設計金額を知り得る人数はどうなっているかという質問なんですけれども、入札物件の金額により専決権者は変わりますが、最終金額を知り得る者は、専決権者と入札担当者である総務課管財係長、管財係員の三名でございます。

それと、現状ではどのようなシステムでやっているかということですが、先ほども申し上げましたとおり、金額を知り得る人数を必要最小限といたしまして、また、入札参加通知書や仕様書などは郵送又はファックスで送付すること、入札参加業者と入札担当者が直接面会することのなような措置を講じております。

今後どのような改善を検討しているかということですが、けれども、過去の防火衣の件を教訓といたしまして、入札、契約事務の適正化を図るべく改善を行っております。また、

条件付きではありますが、一般競争入札を四件実施いたしております。

なお、消防の特殊性につきまして、全てが一般競争入札にはなじまない部分もございますが、今後も入札事務について構成両市の助言を賜りながら、プロポーザル方式など、多様な入札のあり方についても調査研究の方もしていこうと考えております。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 今の答弁の中で、うちの消防組合では、最終金額を知り得る者は三名だと。トップが専決権者であるとの答えでした。

ところで、金額によって専決権者っていうのが、課長であったり、消防長であったり、いろいろ位があると思うんですけど、最も高い位の人であっても、その下の幹部はこの場合には価格を知り得ないと。それ以外の後の残り実務の方が二人だけ。常に専決権者は、どの偉い人であっても下の部下は知らずにたった一人なんだと。こういう意味なんでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 そのとおりでございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。丹波市に比べて、大変きちつとした情報統制がされているというふうに評価できます。

最後ですけれども、この丹波モリタ事件でモリタ関西支店の十八箇月の指名停止措置となったということなんですけれども、うちの消防組合に関しては、この指名停止はどのような影響があり得るでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 当面ですね、株式会社モリタが入札に関わる消防車両の更新がないため、影響はないと考えております。

以上です。

○ 池嶋一夫議長 よろしいですか。

○ 四番 戸田久和議員 はい。

○ 池嶋一夫議長 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、認定第一号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本件を原案のとおり認定することに決しました。

次に移ります。日程第四、議案第八号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題いたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第八号

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

○ 前嶋文夫予防課長 議長

○ 池嶋一夫議長 前嶋予防課長

○ 前嶋文夫予防課長 それでは、議案第八号、守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議八、一から議八、四までをお開きいただきましたと存じます。あわせまして、付議事件参考資料議八、一から議八、四までを御参照賜りたいと存じます。

平成二十五年八月に京都府で発生しました福知山花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものについては、火災の発生時には消火及び避難が困難となり被害を拡大させるおそれがあります。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災の危険が高まり、重大な被害を招くおそれがあることから、こうした催しを指定催しとして指定し、主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けるものでございます。

それでは、条例の主な内容につきまして御説明申し上げます。

ます。

今回、新たに第五章の二を設け、屋外催しに係る防火管理に関する規定を追加するものでございます。第四十二条の二は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定するものでございます。

第四十二条の三は、指定催しを主催する者は、防火担当者を含め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないとするものでございます。

続きまして、第六章中第四十五条に規定される火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に、新たに第七号を追加し、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならないとするものでございます。

第四十九条につきましては、新たに第四号を追加し、指定催しの開催に際し、火災予防上必要な業務に関する計画

を提出しなかった者に対する罰則を定めるものでございます。

第五十条につきましては、第四十九条各号の違反行為があったとき、その行為者を罰する他、その法人等に対しても同条の刑を科す両罰規定を定めたものでございます。第二項につきましては、法人でない団体の代表者等への罰則を適用する旨の規定でございます。

なお、罰則の規定につきましては、大阪地方検察庁へ守口市門真市消防組合火災予防条例の改正に関する意見について協議資料を送付し照会した結果、平成二十六年十月二十二日付けで「差し支えありません」との回答を得ております。

最後に本条例の附則でございますが、施行期日を平成二十七年四月一日と定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第八号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **池嶋一夫議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **池嶋一夫議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **池嶋一夫議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第八号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **池嶋一夫議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第九号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 議案第九号

消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第九号、消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、追加でお渡ししております付議事件議九・一から議九・八までを、あわせまして、付議事件参考資料議九・一から議九・十二までをお開きいただきましたと存じます。

平成二十六年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国におきまして、平成二十六年十一月に可決成立されたところでございます。

また、守口市では、先般十二月十八日に開催されました市議会におきましても、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されました。

本消防組合におきましても、これらの動きを受け、消防職員給与の改正に向け、種々慎重に検討を加えてまいりました。その結果、消防職員の給与制度につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をしてきたことから、今回におきましても同内容で条例改正を行おうとする

ものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第一条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第十九条第二項は、平成二十六年十二月における勤勉手当の支給率につきまして、一般職員は〇・一五箇月を加え、〇・八二五箇月に改め、再任用職員は〇・〇五箇月を加え、〇・三七五箇月に改めようとするものでございます。

附則第三十二項は、国に準じて実施しております課長級以上の五十五歳を超える消防職員の給与を一・五%削減する規定のうち、勤勉手当の削減率を、この度〇・一五箇月分の引上げにに応じて改めようとするものでございます。

次に、別表の給料表につきましては、国に準じ、平均〇・三三%引き上げようとするものでございます。

次に、第二条でございしますが、前条と同じく消防職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第七条第五項は五十五歳を超える職員の昇給を停止しようとするものでございます。

第十三条第二項第二号は交通用具使用者の通勤手当につきまして、国に準じた支給額に改めようとするものでございます。

第十九条第二項は平成二十七年四月以降における勤勉手当

の支給率につきまして、一般職員は〇・七五箇月に、再任用職員は〇・三五箇月にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則第三十二項は、第一条で御説明申し上げた給与を一・五％削減する勤勉手当の削減率を第十九条第二項の改正に応じて改めようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項は施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、第二条の規定につきまして、施行期日を平成二十七年四月一日とするものでございます。第二項及び第三項は、適用区分を定め、第二項におきましては、改正後の給料表を平成二十六年四月一日から遡及適用し、第三項におきまして、改正後の平成二十六年十二月期末・勤勉手当の支給率を平成二十六年十二月一日から遡及適用しようとするものでございます。第四項及び第五項は経過規定を、第六項は委任規定でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第九号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第九号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、西端管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりました、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定を賜り、全

日程を終わらせていただきました。誠にありがとうございます
ました。

今後、突発的な案件が生じない限り、本定例会をもって
納めの議会と相成ります。

本年も残すところあとわずかとなりましたが、この一年
間、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今
後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねて
まいる所存でございます。

これから、ますます寒さは厳しくなりますが、議員各位
におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家
族ともども、良き新年をお迎えになられますことを、心か
らお祈り申し上げます。

終わりに、今後とも一層の御指導、ごべんたつを賜りま
すようよろしくお願いを申し上げます、誠に簡単ではございま
すが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

○ **池嶋一夫議長** 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨
拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、
滞りなく、全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございます
ございました。

ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも、組合
議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜り
ますようお願いいたします次第でございます。

終わりに臨みまして、議員各位はもとより、理事者にお
かれましても、年の瀬を迎え寒さ厳しき折、なお一層、御
自愛を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単では
ございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもちまして、本定例会を閉会いたしま
す。どうもありがとうございました。

午前十時五十八分閉会

~~~~~